

令和 8 年 2 月 13 日

皆様へ

旧認定事業者：株式会社エヌアールケー

代表取締役渡邊和男

東京都渋谷区東 2 丁目 23-12

新認定事業者：株式会社多摩川九州

代表取締役福永節也

福岡県福岡市早良区西新 6-9-30

【再生可能エネルギー発電設備所有者変更に伴う再エネ特措法における事前お知らせ】

※令和 7 年 11 月 10 日発行配布しておりました書面の説明の訂正と補足

拝啓

平素よりお世話になっております。

現在、豊前市八屋 2601-10 E に設置されております 2013 年 11 月 25 日より稼働中の太陽光発電システムを弊社が所有予定にしております。つきましては「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づきご案内させていただきました。本件につきましての概要は下記をご参照ください。また、質問等ございましたら下記記載の連絡先へお願い致します。

皆様のご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

【関係法令遵守状況】 令和 7 年 11 月 10 日お知らせの誤り箇所

・再エネ発電事業の実施のために必要な認定申請要件許認可対象エリア(・森林法第 10 条の 2 第 1 項に規定する林地開発許可の取得対象となっている地域森林計画対象民有林・盛土規制法第 10 条第 1 項の規定により都道府県知事が指定した宅地造成等工事規制区域・盛土規制法第 26 条第 1 項の規定により都道府県知事が指定した特定盛土等規制区域・旧盛土規制法第 3 条第 1 項の規定により都道府県知事が指定した宅地造成工事規制区域・砂防法第 2 条の規定により国土交通大臣が指定した土地・地すべり等防止法第 3 条第 1 項の規定により主務大臣が指定した地すべり防止区域・地すべり等防止法第 4 条第 1 項の規定により主務大臣が指定したばた山崩壊防止区域・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項の規定により都道府県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域)には該当しておらず手続きの必要はございません。

訂正【関係法令遵守状況】

・再エネ発電事業の実施のために必要な認定申請要件許認可対象エリア(・森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の開発行為の許可(林地開発 許可)・宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。)第12条第1項及び第30条第1項の許可・宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等 規制法(以下「旧盛土規制法」という。)第8条第1項本文の許可・砂防法(明治30年法律第29号)第4条第1項(同法第3条において準用する場合を含む。)の規定に基づく制限として行う処分・地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第18条第1項及び第42条第1項の許可・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項の許可)には該当しておらず手続きの必要はありません。

補足【再エネ発電事業に伴い生じ得る廃棄物の撤去などについて】

廃棄費用総額：270万円程度

廃棄費用の算定方式：パネル、架台、基礎等の撤去費 16,500 円/kw

パネル、架台、コンクリートガラ等廃棄費用 22,000 円/kw

原状回復 80 万程度

廃棄費用の積立開始時期：調達期間終了日から起算して10年前の日以降、最初の検針日

廃棄費用の積立終了時期：調達期間終了日

廃棄費用の毎月の積立単価：解体積立基準額 おおよそ 1.68 円/kWh

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等の関係法令への遵守体制等につきましては、当該施設の地面は、アスファルト舗装及びコンクリート舗装されていた敷地内にコンクリート基礎を設置するために必要サイズをカッター切、堀削し施工したため清掃復旧の際は埋戻し土 10.6 m³、コンクリート 1.8 m³にて原状回復を行います。発生ガラ処分(コンクリートガラ等)の処分につきましては、産業廃棄物処理法に規定された運搬業者、処分業者への委託にて処分を行い廃棄物の排出を制御し、および廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ります。

太陽光パネルのメーカー名、製造期間及び各含有率

メーカー名：Renesola

パネル型番：JC255M-24/Bb

製造期間：2011年1月～2020年11月製造終了

鉛：0.1wt%未満 カドミウム：0.1wt%未満 ヒ素：0.1wt%未満 セレン：0.1wt%未満

当事業所は国の認定を受理されて運転しています。認定を受けるためには使用するパネルは国の認証を受けなければいけません、当事業所は認証されたパネルを使用し国の基準を満たしており問題はありません。

設置及び解体工事に伴って発生する産業廃棄物の種類、排出見込量
太陽光パネル 3.92 t スクラップ 2.94 t コンクリートガラ 18.6 t

埋戻し作業になるため掘削残土、浚渫残土等 0 t

排出見込量 25～35 t 程度

・土地開発に係る許認可等に基づく、発電事業終了後の土地の原状回復義務は許認可のエリアに該当しておりません

周辺地域の住民の皆様へ

【質問募集フォーム】

新事業者：株式会社多摩川九州 代表取締役福永節也

住 所：福岡県福岡市早良区西新 6-9-30

電話番号：092-832-6060

HP アドレス：<https://www.tmq.jp>

担当 戸田 M A I L：t_t_chi_t_t@yahoo.co.jp

受付時間：平日 9：00-17：00

ご質問等ありましたら、上記メールアドレスへお問い合わせをお願い致します。

再エネ特措法における事前お知らせ資料等は、株式会社多摩川九州の HP でもご確認いただけます。